

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月22日（平成28年（行情）諮問第428号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第287号）

事件名：海上幕僚長指示一覧表の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「海上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（期間は2015年1～12月末）。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「海上幕僚長指示一覧表（平成27年1月～12月末）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年3月4日付け防官文第3813号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

#### 2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。
- (2) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年3月4日付け防官文第3813号により、法9条1項の規定に基づく開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、海上幕僚監部の担当者が表計算ソフトで電磁的記録として作成したものであり、当該文書の保管はパソコン内にフォルダを作成

し、その中に格納することにより行っている。

### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるとともに、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記2のとおり、パソコン内にフォルダを作成し、作成した電磁的記録をその中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。

(2) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月1日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対して異議申立人は、紙媒体の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

諮問庁は、上記第3の2及び3(1)のとおり、本件対象文書については、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているものである旨説明しているため、当審査会において本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の記号、番号、年月日、題名等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。

このような本件文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

#### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子